

平成 27 年度 第6回知的障害者の住まい検討部会

平成 27 年 12 月 22 日 (火)

15 時 ~ 17 時

関内中央ビル 5 階 特別会議室

《次 第》

1 議題

- (1) 地域移行及び地域生活支援に向けた拠点イメージについて
- (2) 最終報告書取りまとめに向けた方向性について
- (3) その他

第 7 回 (次回)

日時 : 平成 28 年 2 月 25 日 (木) 17 時~19 時

場所 : 関内中央ビル 10 階 大会議室

(KRCビルではありませんので、ご注意ください)



志賀部会長
設置方法
併設型（生活介護、GH等）の設置
機能
医療（医師の単独配置）、送迎、他機関との連携調整、研修企画、コンサルテーション、サービス標準化立案
支援体制や手法
<ul style="list-style-type: none"> 運営方法、運営組織の構築、財源の整理 運営主体と横浜市との継続的な事業検討委員会の設置 多くの法人が交流する仕組み（出向などで） 医療機関との連携方法の整理、確立
効果
<ul style="list-style-type: none"> 組織を超えたノウハウの共有、安定化 施設入所やグループホームの役割の再検討へのきっかけ 行動障害だけではなく、様々なタイプへの支援を進めることが可能

赤川委員
設置方法
<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設（既存施設活用若しくは新規設置） 行動障害対応GH（法定サービスの併用及び市モデル事業として設置）
機能
<ul style="list-style-type: none"> ●拠点施設 <ul style="list-style-type: none"> 有期限の立て直し、医療、スーパーバイズ、事例研究 ●グループホーム（入居者に合わせた物理的構造化） <ul style="list-style-type: none"> スーパーバイズ、データの蓄積
支援体制や手法
<ul style="list-style-type: none"> ●拠点施設 <ul style="list-style-type: none"> 支援終了後の意向先の検討 定期的な支援方法の確認見直し及びフォローアップ（他事業所との連携） データを蓄積（入所施設の地域移行の取組に生かす） 松風学園などを想定（複数法人が関わる仕組み） ●グループホーム（入居者に合わせた物理的構造化） <ul style="list-style-type: none"> 受入れ前の評価、利用計画の徹底 定期的な支援方法の確認見直し データを蓄積（区内GHへの取組に生かす） 障害福祉サービスと市のモデル事業を組み合わせ実施
効果
<ul style="list-style-type: none"> 入所施設待機者の減少 データ蓄積による行動障害のある入所者への地域移行促進

五浦委員
設置方法
特に記載なし（ただし、全てのGHが利用できるだけの質や量を想定）
機能
スーパーヴァイズ、コンサルテーション、相談機能、緊急対応、情報集約（GHの空き情報等）
支援体制や手法
<ul style="list-style-type: none"> 支援困難な場合に、障害特性の見立てを行う。（2次相談との丁寧な連携も） 支援の優先度の高い方に対するマネジメント（基幹相談センター、計画相談、自アシ等との連携） 夜間の緊急時対応（通院同行等）へのフォロー 自立支援協議会への積極的な関わり 区役所等と連携したGH空き情報等の集約及び周知
効果
<ul style="list-style-type: none"> 行動障害ではない方も含めた地域移行・定着の促進 不適切支援の減少 GHから単身生活に向けての意識拡大 市単独事業の有効利用

浮貝委員
設置方法
各区に2か所、GH型として設置
機能
スーパーバイズ、コンサルテーション、人材育成、評価、事例研究
支援体制や手法
<ul style="list-style-type: none"> 支援に係るスーパーバイズ 運営、制度、社会資源の利用などのコンサルテーションの実施 行動援護や強度行動障害者支援者養成研修などによる、人材育成 他のGH等の運営や事業を評価（利用条件の設定が必要か） 財源の整理や、運営方法（委託等）の整理
効果
<ul style="list-style-type: none"> 計画的な待機者の減少 データの蓄積により、支援システムやノウハウを構築・波及 入所施設以外の選択肢が浸透 法人にゆとりができることによる人材の確保

神田委員
設置方法
国が示す地域生活支援拠点として、各区に1か所設置
機能
緊急時の受入れ、相談機能、地域の体制づくり、専門性、研修
支援体制や手法
<ul style="list-style-type: none"> ミドルステイを利用した集中的なアセスメント 計画相談、他職種との連携、地域資源の開発 在宅生活維持のためのアウトリーチ支援 GHへのコンサルテーションによる地域支援力の向上 研修やOJTによる支援者の質の向上 小規模多機能型居宅支援事業所の整備 地域ニーズの調査や事業所への専門家の派遣
効果
<ul style="list-style-type: none"> 長く住み慣れた環境での生活を維持 施設への戻りを防ぐ、住まいの選択肢の拡大 事業所職員の負担を軽減 将来的にインフォーマルな資源を活用することによる財源的な制約の回避

齊藤委員
設置方法
行動障害に特化した拠点及びGHの設置
機能
行動障害に特化した相談機能、行動障害GHへのスーパーヴィジョン、アセスメント・フィードバック付きロングステイ
支援体制や手法
<ul style="list-style-type: none"> 入所施設の利用者を積極的に受けていく仕組み（入所施設のメリットも含む） 2次相談支援機関のミドルステイとの棲み分け 拠点の共通言語は国基準のものにする 単一法人ではなく、複数法人が運営に関わる仕組み
効果
<ul style="list-style-type: none"> 住まいの選択肢の拡充（入所以外に目が向く） 相談機能の整理 入所施設の役割の整理 ノウハウの共有

央倉委員
設置方法
発達障害者支援センターを活用した拠点として設置
機能
研修、サービス管理部門（質の保障の管理、評価・判定）による質のコントロール機能、柔軟性や持続性、研究開発
支援体制や手法
<ul style="list-style-type: none"> 障害種ごとの特徴を理解できる人材、個別支援計画の立案や全体調整をできる人材の確保 構造化の技法を、基本中の基本とする 基礎・中級・上級と系統立てたプログラムを実施
効果
<ul style="list-style-type: none"> 住まいの選択肢の拡充 高いQOLの確保及び質の高い人材の養成 職員の孤立化の回避 横浜標準の設定により、法人の組織目標が改定される。

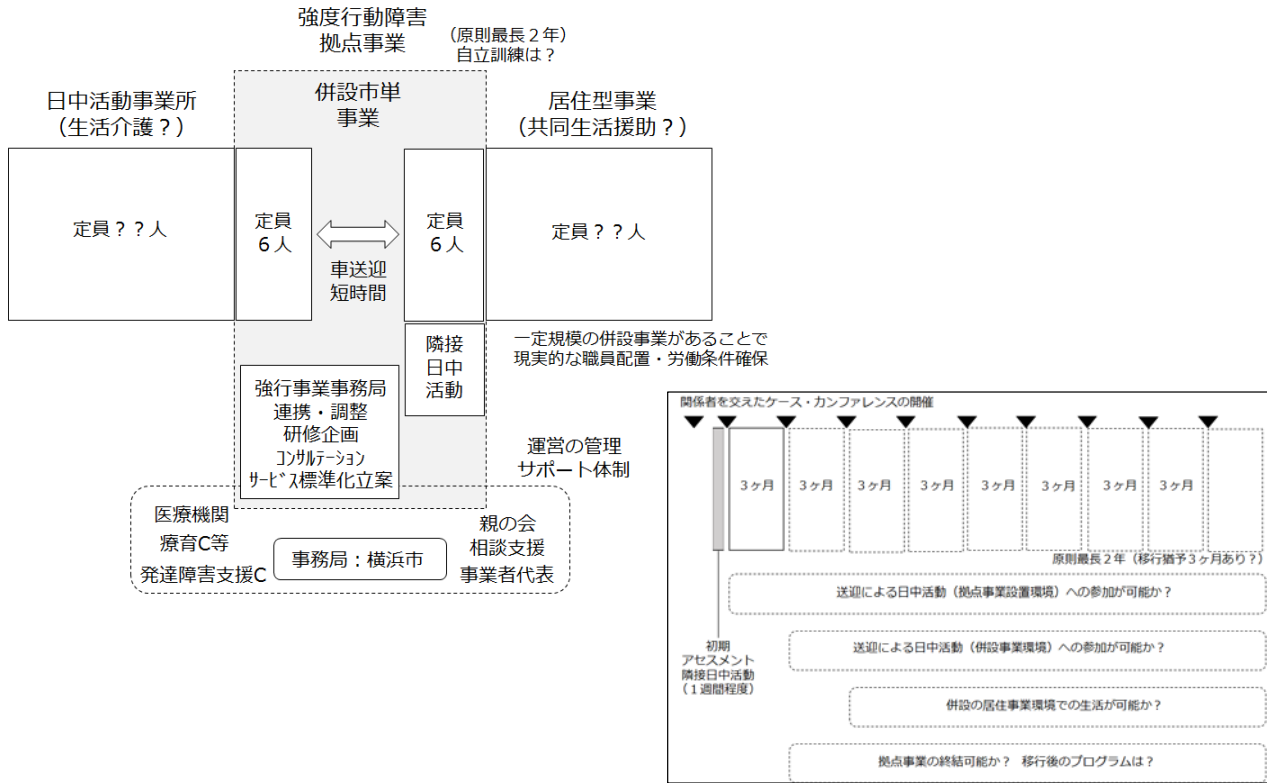
渡邊委員
設置方法
特に記載なし
機能
普及・伝達、スーパーバイズ・コンサルテーション、支援方法の蓄積、支援の場の確保・連携、生活の場の確保・連携
支援体制や手法
<ul style="list-style-type: none"> 本人の状況を聞き取ったうえでの支援のアドバイス 24時間対応の支援の場の提供 拠点が支援するための基準の設定 学齢期からの一環した支援の構築
効果
<ul style="list-style-type: none"> 市域全体の行動障害に対する支援や理解の底上げ ライフステージを通じた本人の支援方法の引き継ぎ

第6回 知的障害者住まい検討部会 拠点イメージ作成シート

第1回から5回までの議論を踏まえ、行動障害が著しい人の住まいを考える上で、必要とされる拠点にはどのような機能等が必要だと考えますか？ 記載方法は自由です（例：イメージ図等の添付）

● 拠点にはどのような機能が求められますか？

- 拠点イメージについては、職員配置や運営面を重視して併設型にしてみました
- 医療も必須ですが、現実的に単独で医師の配置ははどうでしょう・・・ 今後の検討課題です
- 3ヶ月から最長2年（数ヶ月の延長あり）と自立訓練事業のモデルで



● 拠点の運用を支えるための支援体制や手法は、どのようなものが必要ですか？

- 運営方法（直営・委託・??）と運営組織と費用負担
- 事業運営（事務局）責任者と横浜市側の事務局体制と継続的な委員会の運営方法（継続的な事業検討含む）
- 拠点事業に他法人等が職員の出向等で協力する体制ができないか・・・
- 医療機関との連携方法の議論・検討

● 拠点が適正に運用された場合、どのような効果が期待できますか

- 法人・組織・事業所を超えて、行動障害が著しい人を横浜市でどのように支えていくか継続的に検討できる仕組みができる
- 市内における強度行動障害者支援のノウハウの発信拠点となる
- 施設入所やグループホームの役割について再度検討するきっかけとなる
- 強度行動障害だけでなく今後地域生活の破綻のリスクが有る様々なタイプの障害者支援を継続的に考えることが可能

第6回 知的障害者住まい検討部会 拠点イメージ作成シート

第1回から5回までの議論を踏まえ、行動障害が著しい人の住まいを考える上で、必要とされる拠点にはどのような機能等が必要だと考えますか？ 記載方法は自由です（例：イメージ図等の添付）

● 拠点にはどのような機能が求められますか？

※ 可能であればイメージ図もお書きください。

①拠点施設

生活が破綻してしまった行動障がいのある人の立て直しを有期限でおこなう。対象となる方は限られていること、また服薬調整などの医療のかかわりが必要だが対応できる医療機関・医師は限られていると思われえるため市内で1箇所を想定する。

②行動障がい対応GH

行動障がいのある人が地域で暮らす場として対応するGHをモデル事業として行う。各区に1箇所以上を想定する。

● 拠点の運用を支えるための支援体制や手法は、どのようなものが必要ですか？

・①、②どちらもスーパーバイズ機能をもたせる。アセスメント、支援計画、見直しを行う。「オール横浜」として国の研修に則った支援手法でおこなう。モデル事業で終わらせず般化させるために、住まいの検討部会の委員が継続して運営にかかわる。

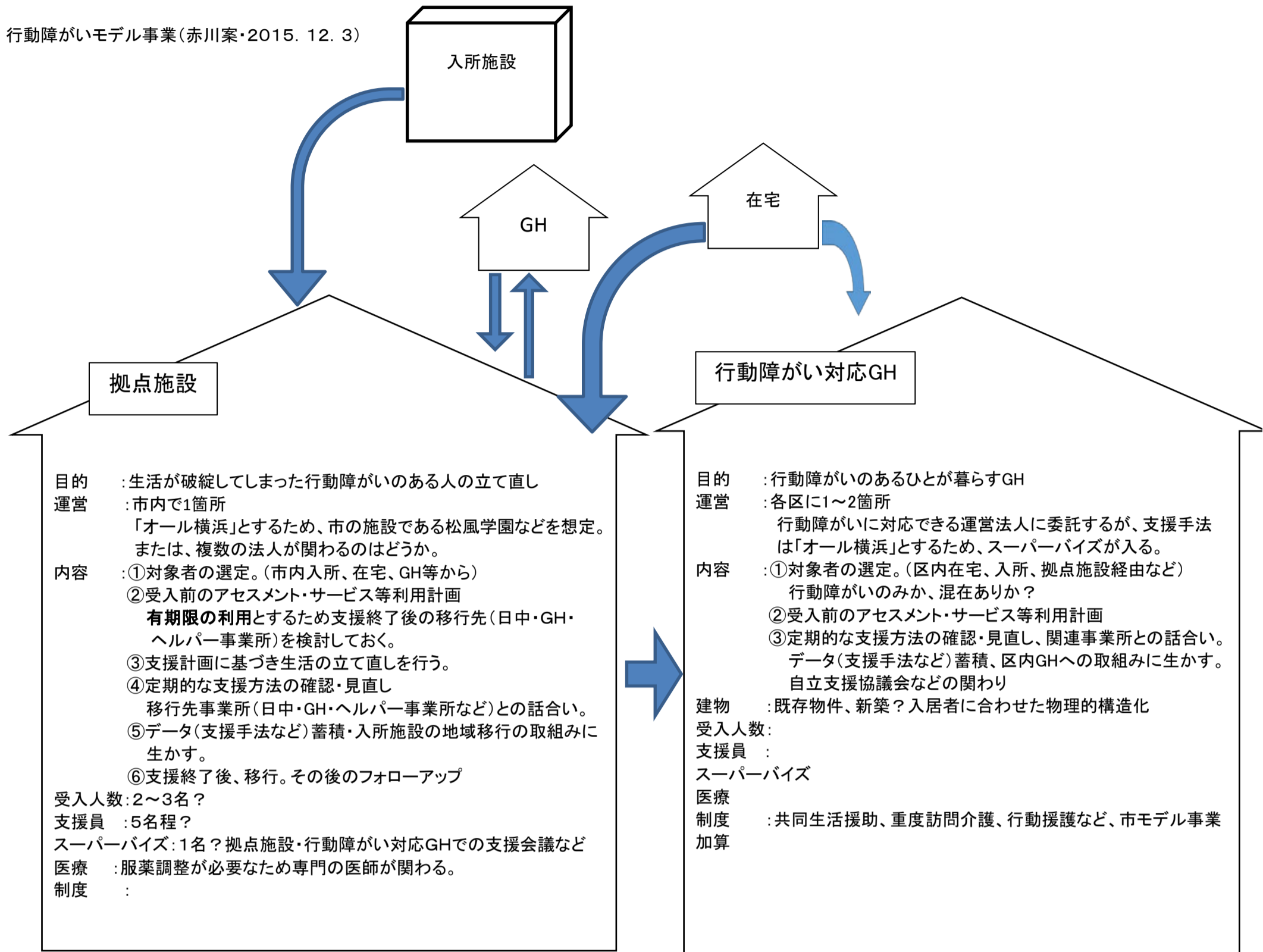
● 拠点が適正に運用された場合、どのような効果が期待できますか？

①入所施設待機者の減少

②行動障がいのある人への支援手法などのデータ蓄積し入所施設・グループホーム・日中通所・ヘルパーなどの支援者育成、行動障がいのある入所者の地域移行促進に生かす。

補足資料

行動障がいモデル事業(赤川案・2015. 12. 3)

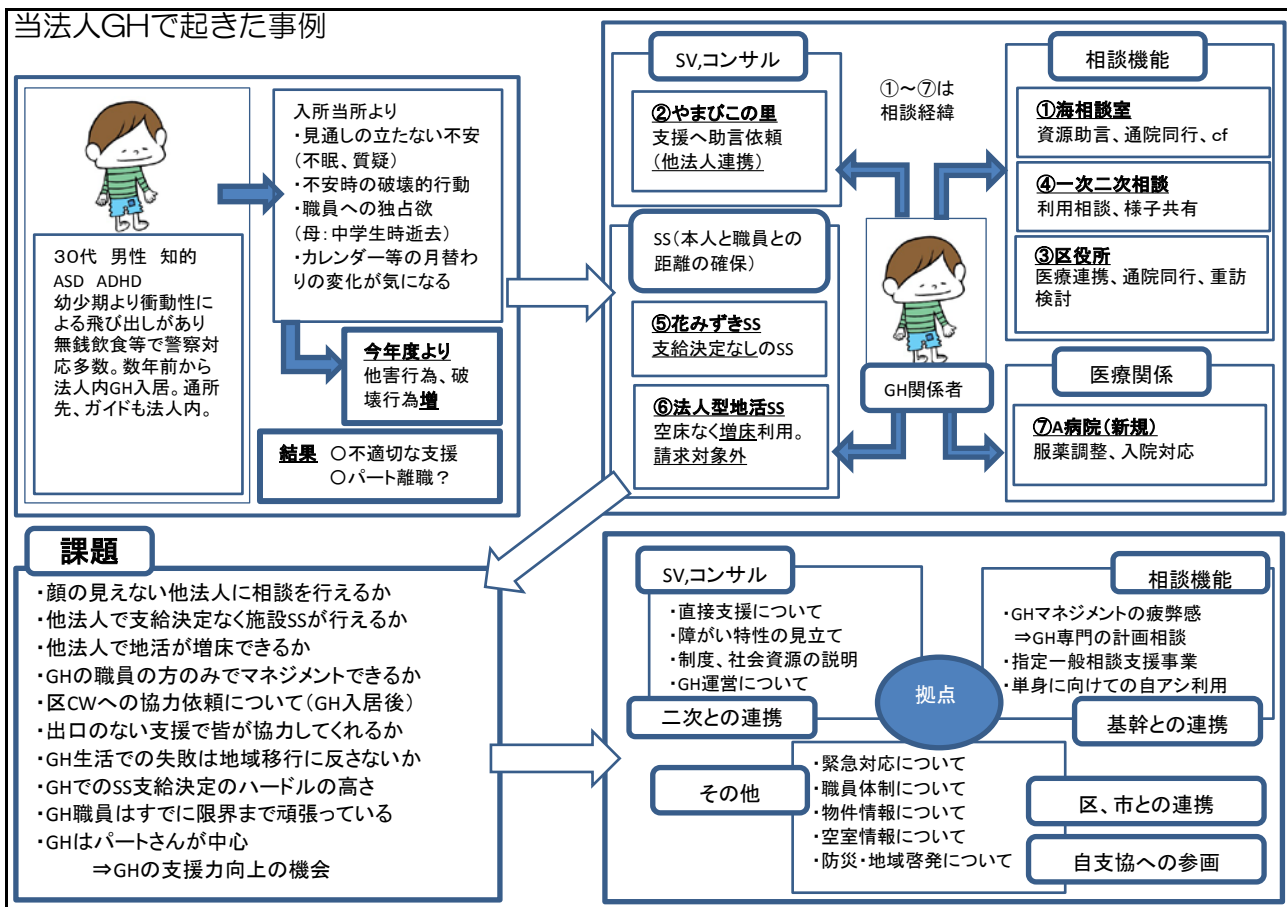


※スーパーバイザーが一人でものくらの業務(いくつのGHにかかわれる)行えるか? ※支援者会議、関連事業所との会議をどのくらいの頻度で行うか?
 ※「拠点施設」「行動障がい対応GH」実践報告をおこない、既存の施設・GHの取組みに活かしてはどうか。
 ※住まいの検討部会の委員が関わり続けて部会で話されたことを生かしていく。

第6回 知的障害者住まい検討部会 拠点イメージ作成シート

第1回から5回までの議論を踏まえ、行動障害が著しい人の住まいを考える上で、必要とされる拠点にはどのような機能等が必要だと考えますか？ 記載方法は自由です（例：イメージ図等の添付）

● 拠点にはどのような機能が求められますか？



● 拠点の運用を支えるための支援体制や手法は、どのようなものが必要ですか？

【SV・コンサルテーション機能】

行動障害支援者養成研修で得た専門的アセスメントにてGH等にて支援困難となったご利用者様に対して支援を検討や障がい特性の見立てを行う。また機能としては二次相談支援機関と重なるところであり丁寧な連携が必要となる。

【相談機能】

現在のGHなどでは生活支援を超えて、GH職員などのマネジメント（社会資源、支援者間連携、単身移行、通院先検討等）に頼る部分が多くある。基幹相談支援センター等と連携を図り優先度の高いご利用者様に対しては優先的に計画相談員、自立生活アシスタント、指定一般相談支援事業等が介入しマネジメントを行う。

【その他】

夜間の緊急時対応（通院同行や粗暴行為等）に対するの対応フォロー（その為の定期訪問等）。また区自立支援協議会（GH部会や日中活動部会、防災部会）に参加し有事の際の地域連携等の協力体制を確立する。区役所等と連携しGHの空情報等を周知を行う。

※社会資源を多く有する法人型GH等のみが法人の資源を活用し対応可能なのではなく、すべてのGHが同様に利用できる拠点が必要。

● 拠点が適正に運用された場合、どのような効果が期待できますか？

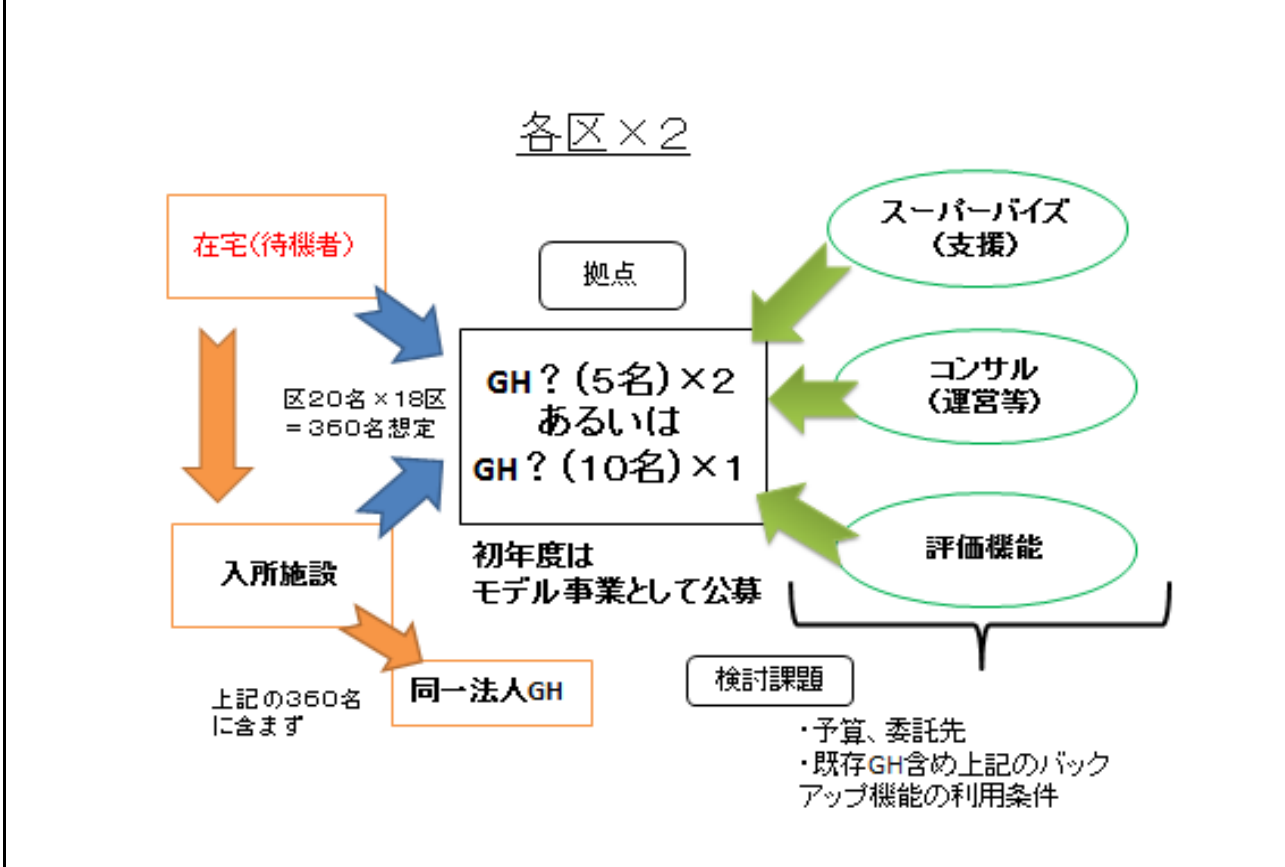
- 施設滞留者もしくは施設待機者、触法障がい者、高齢障がい者の地域移行、定着の促進
- 支援者の安心感から支援に対して余裕が生じ不適切な支援の減少
- 外部相談員の介入によりGH職員の明確な役割分担による負担感軽減とともに、丁寧なアセスメントによりGHを終の棲家として捉えるのではなく、単身生活に向けての意識拡大
- 横浜市単独事業（法人型地域活動ホーム・自立生活アシスタント・入所系二次相談等）などの一定連携可能な資源を横浜市はすでに有しており有効利用を見込める

第6回 知的障害者住まい検討部会 拠点イメージ作成シート

第1回から5回までの議論を踏まえ、行動障害が著しい人の住まいを考える上で、必要とされる拠点にはどのような機能等が必要だと考えますか？ 記載方法は自由です（例：イメージ図等の添付）

● 拠点にはどのような機能が求められますか？

※モデル1～2区から始め市内全18区に広げていく



● 拠点の運用を支えるための支援体制や手法は、どのようなものが必要ですか？

- ・支援のスーパーバイズ機能
 - ・運営、制度、社会資源の利用などのコンサルテーション機能
- ⇒行動援護や重度訪問介護等のサービス提供事業所の拡大
上記利用の拡大のための人材育成、研修（行動援護、強度行動障害者支援者養成研修）
- ・運営、事業を評価する機能

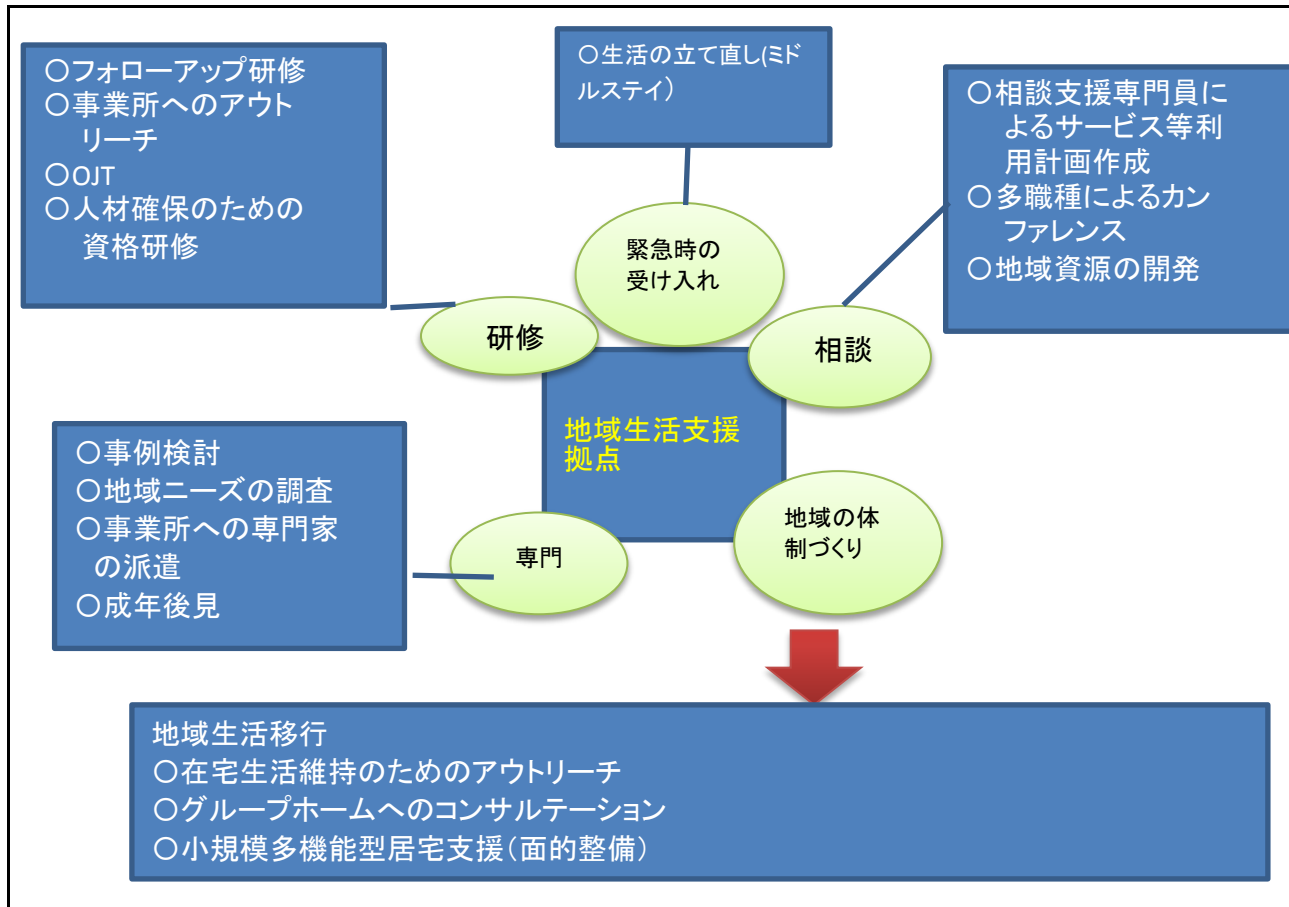
● 拠点が適正に運用された場合、どのような効果が期待できますか？

- ・毎年各区に1～2カ所ずつ設置していくことで計画的に待機者を減らすことができる
- ・事例とデータの蓄積によりオール横浜としての支援システムやノウハウを構築、波及できる
- ・行動障害のある人の生活が地域ベースで考えられるようになり、入所以外の選択肢があることが当たり前になる
- ・既存のGHにも横浜モデルとしてのノウハウなど般化できることで、各GH、法人にゆとりができ結果的に人材確保に繋がる

第6回 知的障害者住まい検討部会 拠点イメージ作成シート

第1回から5回までの議論を踏まえ、行動障害が著しい人の住まいを考える上で、必要とされる拠点にはどのような機能等が必要だと考えますか？ 記載方法は自由です（例：イメージ図等の添付）

● 拠点にはどのような機能が求められますか？



● 拠点の運用を支えるための支援体制や手法は、どのようなものが必要ですか？

2015年社会保障審議会障害部会（第66回）会議『常時介護を要する障害者等に対する支援について』によると平成29年末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ「地域施活支援拠点」を整備するという目標を基礎に、横浜市において上記のような機能を持った拠点を区域に整備していく。

「拠点」においては ①ミドルステイなどで緊急対応を行うと同時に、集中的にアセスメントを行い ②在宅生活が維持できるためのアウトリーチ支援や③グループホームへのコンサルテーションを行い地域の支援力の底上げを図ると同時に④研修やOJTを通じて支援者の質、量を確保する。その上で各区域の生活圏に⑤小規模多機能型居宅支援事業所を整備し、日中生活場面でアセスメントやSSTを実施地域に暮らす行動障害のある方の生活を支える。

● 拠点が適正に運用された場合、どのような効果が期待できますか？

- ①施設→グループホーム→アパート(一人暮らし)といった地域生活への移行を地域で面的に支える。
 - ②在宅で保護者と暮らす方へはアウトリーチ支援をすることにより長く住み慣れた環境での生活を維持できる
 - ③グループホームにおいてもコンサルテーションを行う事で施設へ逆戻りを防ぐ
 - ④家庭での生活が困難になった場合、ミドルステイで生活の立て直しを行う
 - ⑤家庭での在宅から(親亡き後)施設に移行するのではなく、小規模多機能居宅事業を整備することでグループホームや独り暮らしへの移行を行う(その際の報酬は包括的なものとする事で事業を維持)
 - ⑥マンパワーについては居宅介護、重度訪問介護、移動支援、行動援護等を利用することで特定の専門家への過度の依存を避ける事により事業所職員の負担を軽減する。将来的にはパーソナルアシスタンスやインフォーマルな資源を活用することにより財源的な制約を回避
- 成年後見や意思決定支援を行う事で誰もが自分の望む場所で自分が望む生活が出来るような横浜市の実現を目指す

第6回 知的障害者住まい検討部会 拠点イメージ作成シート

第1回から5回までの議論を踏まえ、行動障害が著しい人の住まいを考える上で、必要とされる拠点にはどのような機能等が必要だと考えますか？ 記載方法は自由です（例：イメージ図等の添付）

● 拠点にはどのような機能が求められますか？

行動障害者支援センターの設置

機能

- ①行動障害に特化した相談機関（特定相談のイメージ）
 - ・地域の支援者（主に相談機関）から上がった在宅の行動障害の人の相談
 - ・生活場面の支援者（入所・GH等）に対するスーパーヴィジョン（ケース会議の設定等）
 - ・②のアセスメント・フィードバック
 - ・行動障害GHに対するスーパーヴィジョン（主に新設）

- ②アセスメント・フィードバック付きロングステイ（～1年？半年？3ヶ月？）
 - ・①で相談を受けた人の利用
 - ・入所施設の利用者枠がある

行動障害グループホームの設置

特典

- ①加算

- ②センターによるスーパーヴィジョン有

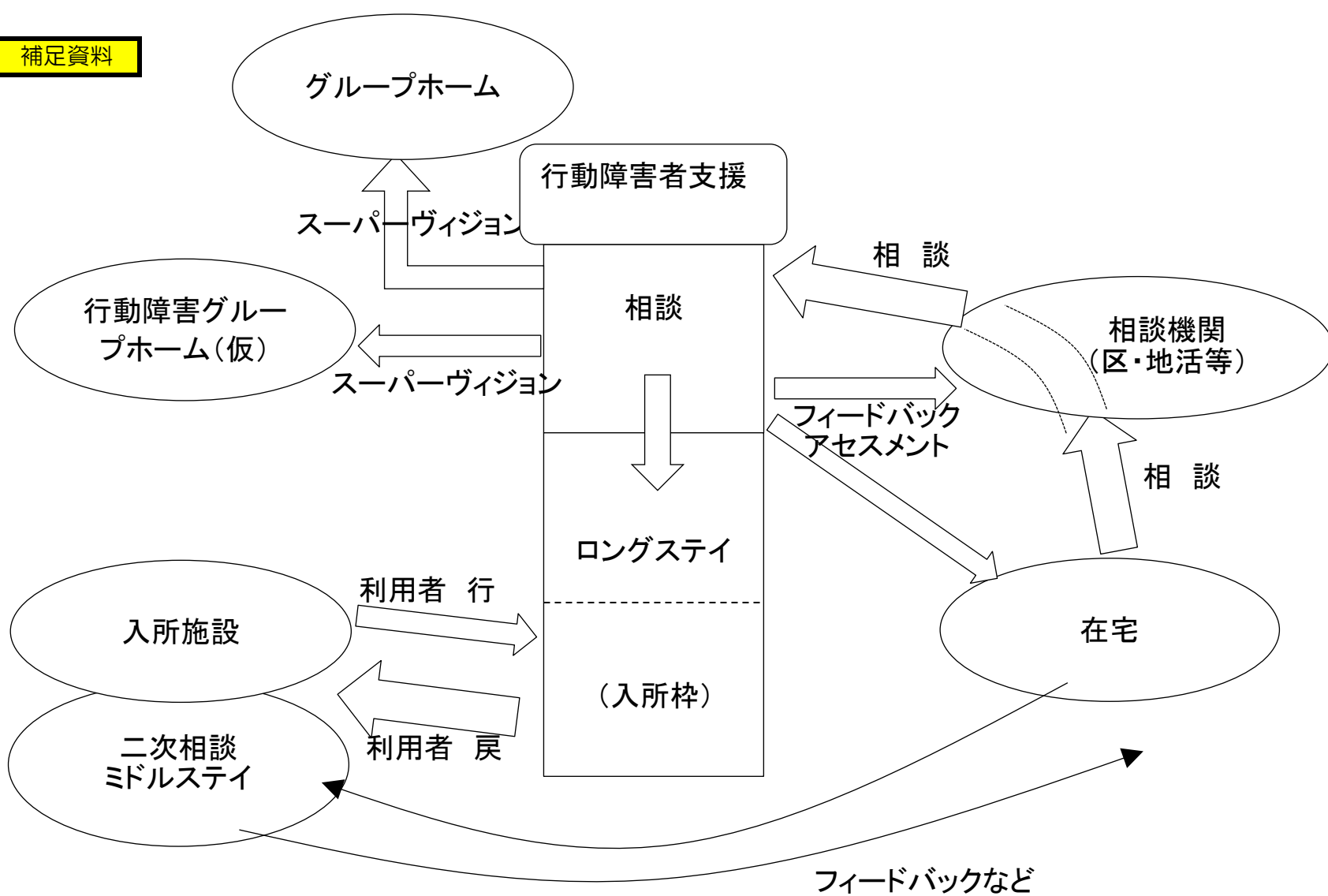
● 拠点の運用を支えるための支援体制や手法は、どのようなものが必要ですか？

- ・入所施設の利用者を積極的に受けていく仕組み
- ・入所施設のメリット（ロングステイ中の空きをどう扱うか？）
- ・行動障害GHを建設するメリット（お金？SV？）
- ・二次相談ミドルステイとの住み分けを明確にする
- ・センターの共通言語は国基準のもの
- ・単一法人が運営しない（入所枠指定のある施設いくつかで？）

● 拠点が適正に運用された場合、どのような効果が期待できますか？

- ・行動障害に特化した相談により、入所しか考えられなかった人の在宅やGHで生活する可能性が検討できる。
- ・支援者からの相談という流れは、相談待ちをなくし、本当に行動障害で困っている人の相談を受けられることができる
- ・グループホームで生活できる人が増える
- ・行動障害の人が住むグループホームが増える
- ・入所施設の風通しをよくする。（利用者の地域移行により新規利用者募集ができる）
- ・センターが中心となって回るため、ノウハウが共有できる

補足資料



第6回 知的障害者住まい検討部会 拠点イメージ作成シート

第1回から5回までの議論を踏まえ、行動障害が著しい人の住まいを考える上で、必要とされる拠点にはどのような機能等が必要だと考えますか？ 記載方法は自由です（例：イメージ図等の添付）

● 拠点にはどのような機能が求められますか？

中期的なイメージ

●：拠点施設の機能

理事会（構成：福祉局、リハセン事業団、青い鳥財団、障害者支援センター、GH 連絡会、ナイトケア施設複数、発達障害者（以下は DD）支援センター、保護者団体、当事者団体等からなる

最高責任者：DD センター長、もしくはこれに代る者

機能：

- ①研修（通常の大規模講習会、出張講習、実務研修）により、行動障害を呈する方への合理的配慮を行い、良好な適応状態を維持獲得できるよう研修とそのフォローを行う。
- ②横浜市における障害者支援の標準化を設定する（適切な支援により獲得できる適応良好な状態像を設定する）
- ③ケアサービスの質の保障体制を確立するため、サービスの質の管理部を設置し、その下部組織に、質の保障管理と質の解析を別途、組織構成する。前者を Quality Control (QC) 室とし、サービスの質の管理を査察、要請に応じてサービスの質の評価・判定する。問題があった場合、問題の本質を明らかにし、サービス提供者及び利用者、福祉局に評価結果を報告する。後者は Quality Analysis (QA) 室とし、問題があった場合、好例などの背景や要因解析を行い、今後の対策を検討し、サービス提供者、利用者、福祉局に提案する。
- ④研究開発：市内に限らず、他都市、他の都道府県、他国などの好例・悪例などから、サービスの質のあり方を模索する。パイロット事業などを介して、現在の共通課題の解決策を立案するだけでなく、今後の必要となるサービス（例：知的障害者のターミナルケア等）のあるべき姿を模索・企画する。

運営のあり方

- ① 利用者の QOL を最優先する。法人ごとに運用の基本原則があると思われるが、利用当事者の QOL ありきで発想すること。
- ② 種々の問題や要望、支援要請は DD センターに誰もがアクセス可能とし、当事者及び家族意向が重視される。
- ③ サービス提供者、利用者及びその家族、DD センターの QC 室は苦情や相談、支援要請があった場合、必ず記録を取り、迅速な対応を行う。
- ④ QA 室は③の解析を行い、支援の在り方を中長期的な展望も含めて提案する。
- ⑤ 運営はフレキシビリティと持続的な発展を基本とする（硬直化を防ぐために、大学・他法人との連携などで常に発展性を持つこと。「変化こそ、力なり」を旨とする。

以上は中期的な展望で、長期的には、大規模法人では法人内に QA 室、QC 室を設置し、質の管理を行う。小規模法人等は複数区にまたがる小規模法人連絡会を持ち、ここに QC 室、QA 室を持つ。DD センターは施設査察機能を持たせ、法人のサービスの質の管理状況を評価する。当事者の QOL の視点から、必要に応じた改善勧告などを行う程度の権限は必要。

● 拠点の運用を支えるための支援体制や手法は、どのようなものが必要ですか？

●：拠点の運用を支えるための支援体制や手法は、どのようなものが必要か？

以下の能力を有する者が必要。

- ① 合理的配慮を可能とするだけの障害種ごとの特徴の理解があること（基本知識があること）。特に自閉症などの行動障害をきたしやすい障害特性の理解は不可欠。
- ② 個別化した支援計画を立案できること
- ③ 個別化した支援と全体調整を図れること
- ④ 生活場面での中長期的な展望に立って、将来像を描けること

手法

- ① 全体調整ありきではなく、個別化した支援技法を組み合わせ、全体調整を行えること。そのためには、個別プログラムに自立性を重視すること（出来ることを確実に）
- ② 構造化の技法は基本中の基本
基礎講座（初心者）、中級者講座、上級者講座等のグレードを付ける研修プログラムが必要。

● 拠点が適正に運用された場合、どのような効果が期待できますか？

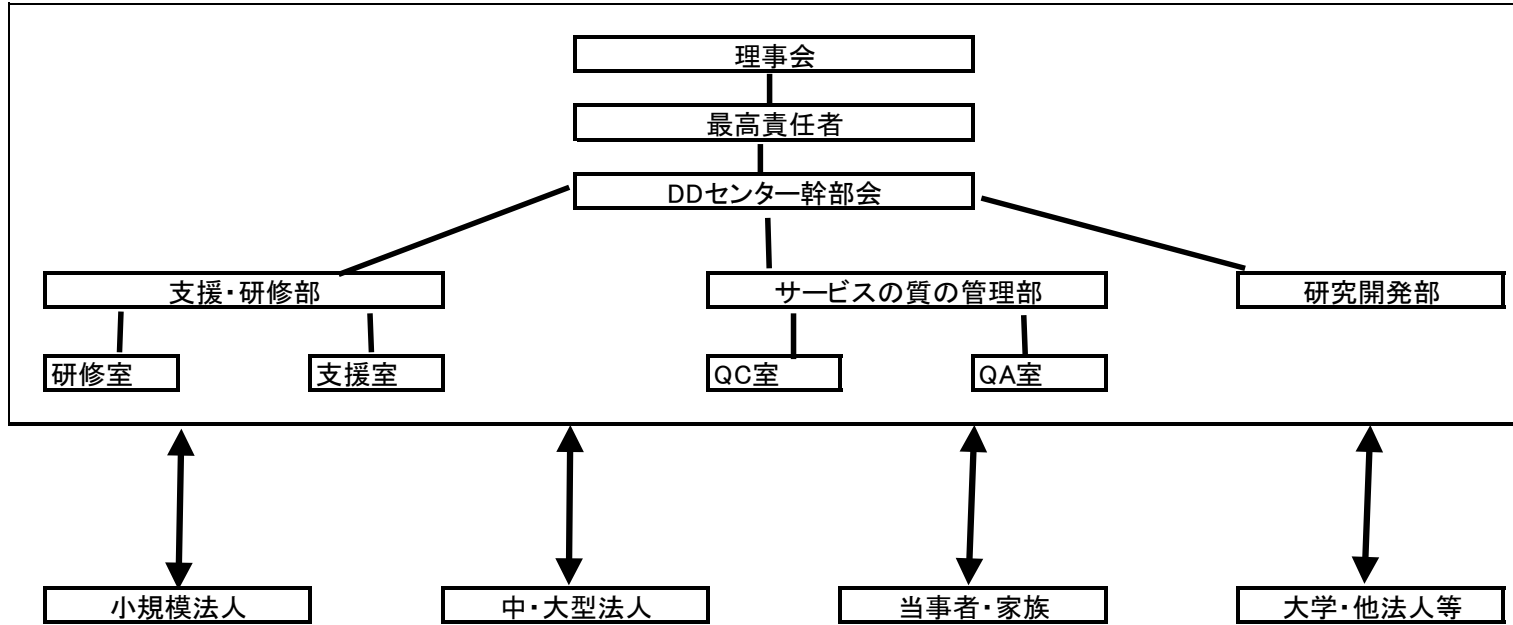
- ① 在宅、入所施設からの GH またはサテライト型の一人住まいへの移行
- ② 高い QOL の確保
- ③ 質の高い人材の養成
- ④ サービスの質の確保と隠蔽体質からの脱却
- ⑤ 職員の孤立化の回避（特に小規模法人では重要）
- ⑥ 横浜標準の設定により、法人の組織目標が改定される。

目標値の設定は？

迷っていますが・・・下記の数字に対応する必要がある。スピード感が必要。

- ・ 今後 10 年間の特別支援校の ASD の卒業生数は 3500 人
- ・ 入所待機者 651 名中、行動障害を伴う方が 345 人（55%）
- ・ 入所施設から地域移行出来ない方、1043 人中、行動障害を呈するものは 883 人（85%）
- ・ 市外・県外施設利用の障害者数は 500 人弱。
- ・ さらに、2025 年には団塊の世代が 87~88 歳、その子供の年齢は 50 歳前後

穴倉委員



第6回 知的障害者住まい検討部会 拠点イメージ作成シート

第1回から5回までの議論を踏まえ、行動障害が著しい人の住まいを考える上で、必要とされる拠点にはどのような機能等が必要だと考えますか？ 記載方法は自由です（例：イメージ図等の添付）

● 拠点にはどのような機能が求められますか？

※ 可能であればイメージ図もお書きください。

【普及・伝達】

- 支援の均一化のための共通言語(横浜版)

【スーパーバイズ・コンサル】

- 支援の方法の提示

拠点

【生活の場の確保・連携】

- 短期入所
- GHの空き状況

【支援の場の確保・連携】

- 短期入所

【支援方法の蓄積】

- データ化
- グループ化

[課題]

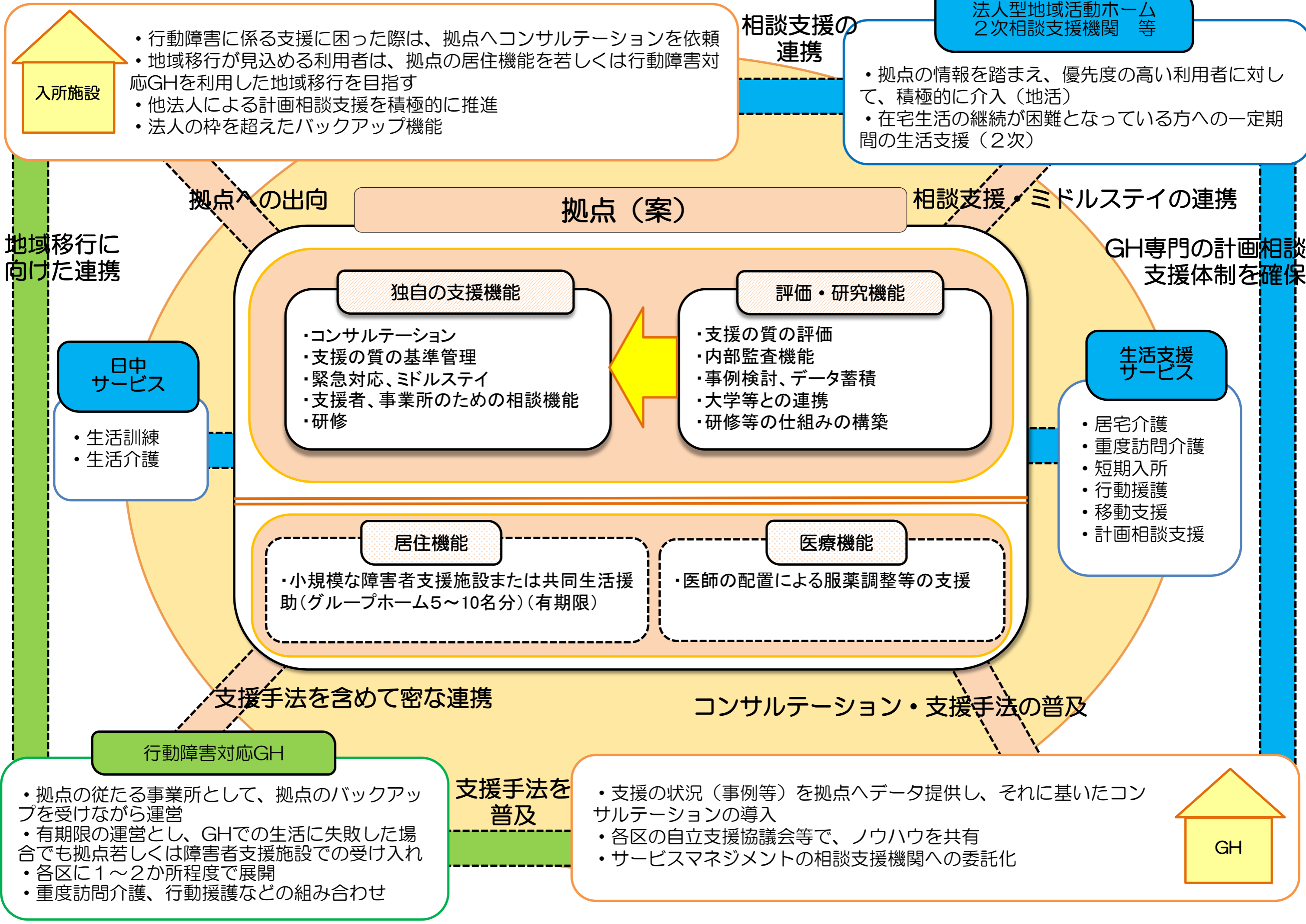
- 拠点の対象者(行動障害)の範囲

● 拠点の運用を支えるための支援体制や手法は、どのようなものが必要ですか？

- 本人の生活や日中活動の場に出向いて聞き取り、支援のアドバイス。
- 通常の生活の場を離れ支援の実施とアドバイス。(支援の場の提供 24H体制)
- 拠点を基に支援を行うかどうかの判断の仕組み
- 成人期だけでなく学齢期に携わる機関の参加(ライフステージを通じた支援)

● 拠点が適正に運用された場合、どのような効果が期待できますか？

- 市域全体の行動障害を持つ方の支援・理解の底上げ
- ライフステージを通じた本人の支援方法の引継ぎ



入所施設

- ・行動障害に係る支援に困った際は、拠点へコンサルテーションを依頼
- ・地域移行が見込める利用者は、拠点の居住機能を若しくは行動障害対応GHを利用した地域移行を目指す
- ・他法人による計画相談支援を積極的に推進
- ・法人の枠を超えたバックアップ機能

相談支援の連携

- 法人型地域活動ホーム
2次相談支援機関 等
- ・拠点の情報を踏まえ、優先度の高い利用者に対して、積極的に介入（地活）
 - ・在宅生活の継続が困難となっている方への一定期間の生活支援（2次）

拠点への出向

拠点（案）

相談支援・ミドルステイの連携

GH専門の計画相談支援体制を確保

地域移行に向けた連携

日中サービス

- ・生活訓練
- ・生活介護

- 独自の支援機能**
- ・コンサルテーション
 - ・支援の質の基準管理
 - ・緊急対応、ミドルステイ
 - ・支援者、事業所のための相談機能
 - ・研修

- 評価・研究機能**
- ・支援の質の評価
 - ・内部監査機能
 - ・事例検討、データ蓄積
 - ・大学等との連携
 - ・研修等の仕組みの構築

生活支援サービス

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・短期入所
- ・行動援護
- ・移動支援
- ・計画相談支援

- 居住機能**
- ・小規模な障害者支援施設または共同生活援助（グループホーム5～10名分）（有期限）

- 医療機能**
- ・医師の配置による服薬調整等の支援

支援手法を含めて密な連携

コンサルテーション・支援手法の普及

行動障害対応GH

- 支援手法を普及**
- ・拠点の従たる事業所として、拠点のバックアップを受けながら運営
 - ・有期限の運営とし、GHでの生活に失敗した場合でも拠点若しくは障害者支援施設での受け入れ
 - ・各区に1～2か所程度で展開
 - ・重度訪問介護、行動援護などの組み合わせ

- ・支援の状況（事例等）を拠点へデータ提供し、それに基づいたコンサルテーションの導入
- ・各区の自立支援協議会等で、ノウハウを共有
- ・サービスマネジメントの相談支援機関への委託化

GH